日光市建築行為に係る後退用地に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日光市における建築行為に係る後退用地に関し必要な事項を 定めることにより、安全で良好な生活環境の向上を図り、もって住み良い街づく りに寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 2項道路 法第42条第2項の規定により指定した道路であって、市道に 認定されているものをいう。
 - (2) 後退線 法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線をいう。
 - (3) 後退用地 2項道路とそれに接する敷地との境界線と後退線との間にある 土地をいう。
 - (4) 工作物等 建築物、門、塀、擁壁及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条に規定する工作物その他通行に支障をきたすものをいう。
 - (5) 建築行為 建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転する行為をいう。 (調査)
- 第3条 2項道路に接して建築行為をしようとする建築主(建築主が建築物の敷地の所有者でない場合は、当該建築主のほか当該敷地の所有者を含む。以下「建築主」という。)は、敷地に接する道路について、事前に2項道路に該当するか否かを調査するものとする。
- 2 前項において、2項道路に該当するか否か不明のときは、市に道路調査依頼をするものとする。

(届出)

- 第4条 建築主は、法第6条に基づく建築確認の申請を行おうとするときは、事前 に後退用地に関する届出書(別記様式。以下「届出書」という。)に次に掲げる 書類を添付し、市長に提出するものとする。
 - (1) 案内図

- (2) 配置図
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(届出の審査)

第5条 市長は、前条の規定により届出を受理した場合は、その内容を審査し、適当でないと認めるときは、その届出を受理した日から7日以内に、当該建築主に対し、届出内容の変更の指示及び必要な助言を行うものとする。

(後退杭の設置等)

- 第6条 建築主は、市長から後退杭を支給された場合は、速やかに、当該後退線上 の届出書により定められた位置に設置しなければならない。
- 2 前項の場合において、後退用地内に工作物等があるときは、建築主は、当該工作物等を速やかに撤去し、又は移転しなければならない。
- 3 建築主は、第1項の規定による後退杭の設置が完了したときは、後退線について、速やかに市長の確認を受けるものとする。

(後退用地の管理)

第7条 建築主は、後退用地について、道路としての機能保全を図るよう管理する ものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。